

住宅用火災警報器を設置、維持管理をしましょう

平成 16 年 6 月 1 日に消防法の一部が改正されたことにより、根室北部管内（中標津町、別海町、標津町、羅臼町）では、平成 18 年 6 月 1 日から新築の住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、平成 21 年 6 月 1 日からは、既存も含むすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器って何？

火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でぱちぱちという音を感じたり・・・と五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。

通常は、感知部と警報部が一つの機器の内部に包含されていますので、機器本体を天井や壁に設置するだけで、機能を発揮します。

消防法令では、日本の住宅環境を踏まえて適切に機能が発揮されるよう、住宅用火災警報器の技術上の規格が定められていますので、火災の発生を感知して警報を発するための基本的な性能（煙の感知性能や警報音の大きさなど）はどの製品もほぼ同じと考えていただいて結構です。なお、最近では、無線で連動するタイプのものなど附属的な機能を持った住宅用火災警報器も販売されています。



住宅用火災警報器に『合格の表示（型式適合検定に合格したものである旨の表示）』が表示されることになりました。（平成 26 年 4 月 1 日から）

これまでに販売されていた住宅用火災警報器には右図上のような「NS マーク」が表示されているものが大部分でしたが、住宅用火災警報器が国家検定品になったため、今後は右図下のような「合格の表示」が表示されることとなります。

「NS マーク」の製品も検定品と同等の性能が確認されているため、経過措置として平成 31 年 3 月 31 日まで販売が認められています。



出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

住宅用火災警報器の設置場所は？

住宅用火災警報器の設置位置は、各市町村の条例により定められています。

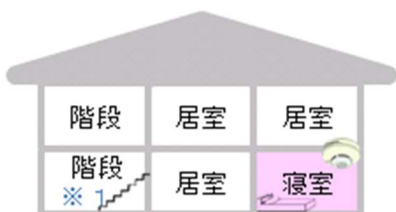
根室北部管内（中標津町、別海町、標津町、羅臼町）では、寝室と寝室がある階の階段上部（1階の階段は除く。）に設置することが必要です。

また、住宅の階数等によっては、その他の箇所（階段）にも必要になる場合があります。

平屋建ての場合



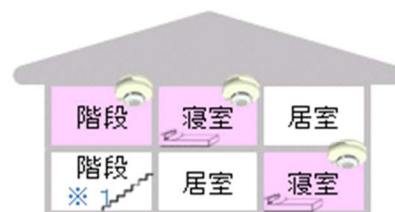
2階建ての場合



● 寝室が1階のみ
寝室(1階)に必要



● 寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室がある階(2階)の階段上部に必要

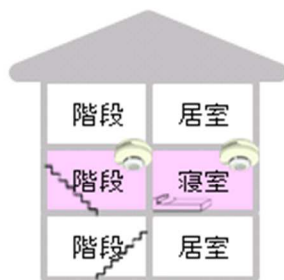


● 寝室が1階、2階
寝室(1階及び2階)と寝室がある階(2階)の階段上部に必要

3階建ての場合



● 寝室が1階のみ
寝室(1階)と3階の階段
上部に必要



● 寝室が2階のみ
寝室(2階)と寝室のある階の
階段(2階)の階段上部に必要



● 寝室が3階のみ
寝室(3階)と寝室のある階の階
段(3階)及び1階の階段上部に
必要

※1 この場合、1階の階段には設置不要。

※2 屋外に設置された階段を除く。

※上記のほか、各市町村の火災予防条例により、台所やその他の居室にも設置が必要な地域があります。詳しくは管轄の消防本部・消防署へお尋ね下さい。

出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

どこで買えるの？

お近くのホームセンターや電器店などで購入できます。ガス事業者からも購入が可能です。
なお、価格は、メーカーや種類、機能等により異なります。

<住宅用火災警報器に関するご質問>

住宅用火災警報器相談室 TEL:0120-565-911 <フリーダイヤル>

受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時（12時から1時を除く）（土、日及び祝日は休み）

色々種類があるようだけど？

代表的な住宅用火災警報器を紹介します。

<煙式（光電式）> 寝室・階段室・台所など

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。

※消防法令で寝室や階段室に設置が義務付けられているのは煙を感知する（煙式）住宅用火災警報器です。

<熱式（定温式）> 台所・車庫など

住宅用火災警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。

※台所や車庫などで、大量の煙や湯気が対流する場所等に適しています。

なお、電源については、電池を使うタイプや、家庭用電源を使いコンセントへ差し込むタイプがあります。

また、天井に設置するタイプと、壁掛けタイプがあります。

代表的な住宅用火災警報器

	感知方式：煙式 電源：電池（10年） 警報音：ブザー 取付位置：天井・壁 記号  		感知方式：煙式 電源：電池（10年） 警報音：ブザー 取付位置：天井・壁 記号  
	感知方式：煙式 電源：電池（10年） 警報音：ブザー 取付位置：天井・壁 記号  		感知方式：煙式 電源：AC100V 警報音：ブザー 取付位置：天井（埋込） 記号 

	<p>感知方式：煙式 電源：AC100V 警報音：ブザー 取付位置：壁（埋込）</p> <p>記号 </p>		<p>感知方式： 煙式＋ガス漏れ＋CO 電源：AC100V 警報音：音声 取付位置：壁</p> <p>記号 </p>
	<p>感知方式：熱式 電源：AC100V 警報音：ブザー 取付位置：天井・壁</p> <p>記号  </p>		<p>感知方式：熱式 電源：電池（10年） 警報音：ブザー 取付位置：天井・壁</p> <p>記号  </p>
	<p>感知方式：熱式 電源：電池（10年） 警報音：ブザー 取付位置：天井・壁</p> <p>記号  </p>		

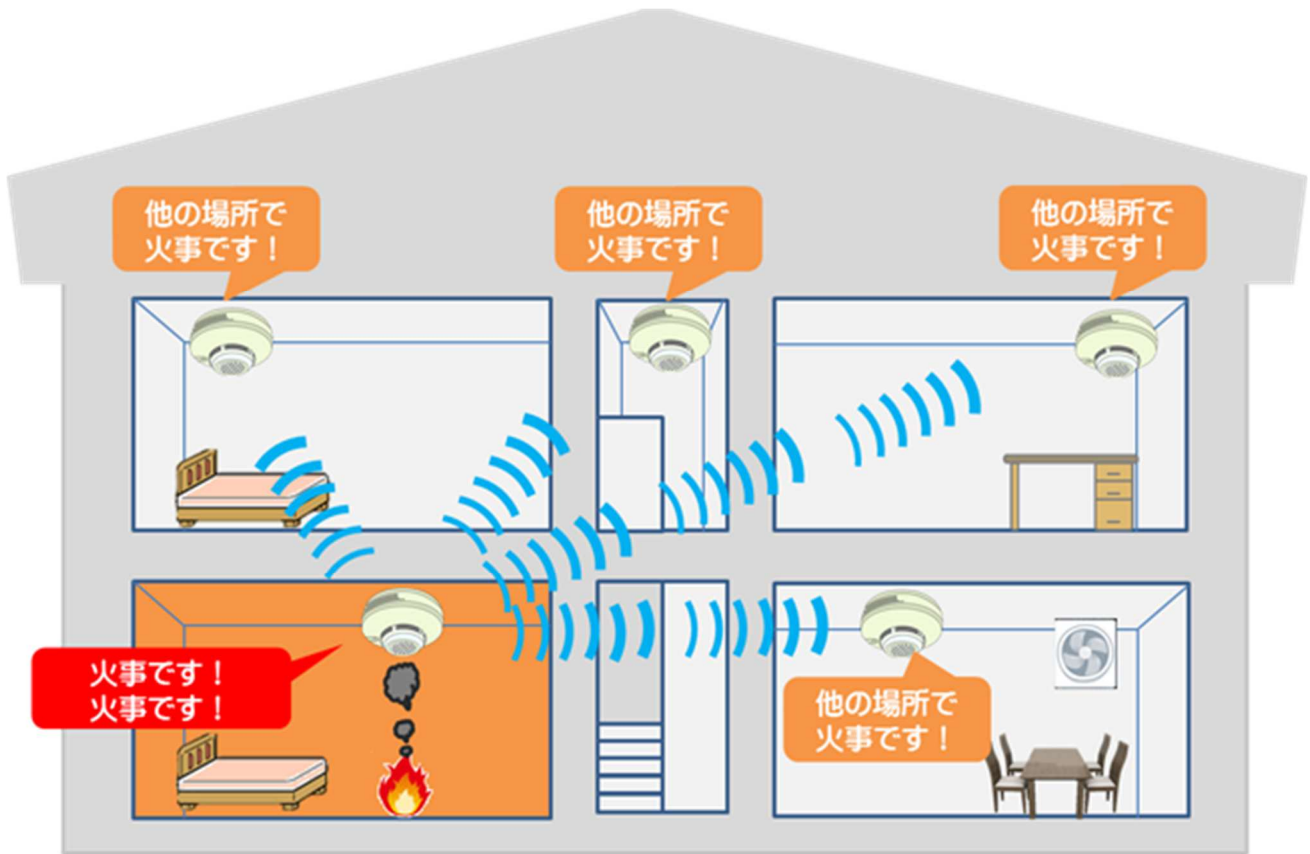
（出典）一般社団法人日本火災報知機工業会

< 「単独型」と「連動型」があります >

単独型：火災を感知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

連動型：火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

なお、連動型には、配線によるものと無線式のものがあります。

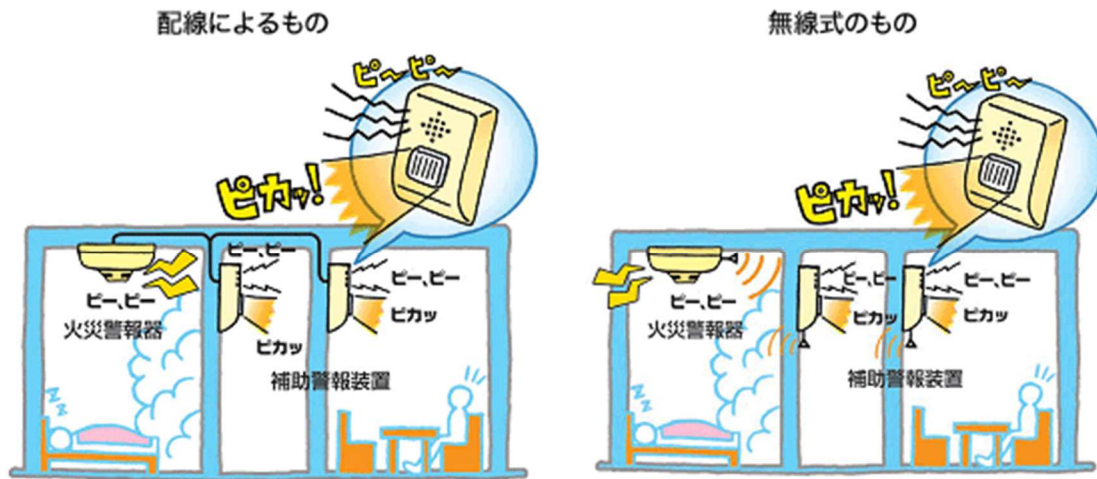


連動型住宅用火災警報器の作動イメージ

<https://www.youtube.com/watch?v=k746GSmtATI&t=7s>

< 補助警報装置 >

高齢者の方、目や耳の不自由な方には、音や光の補助警報装置の増設をおすすめします。



※イラストのアンテナはイメージです。実施には付いていません

出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

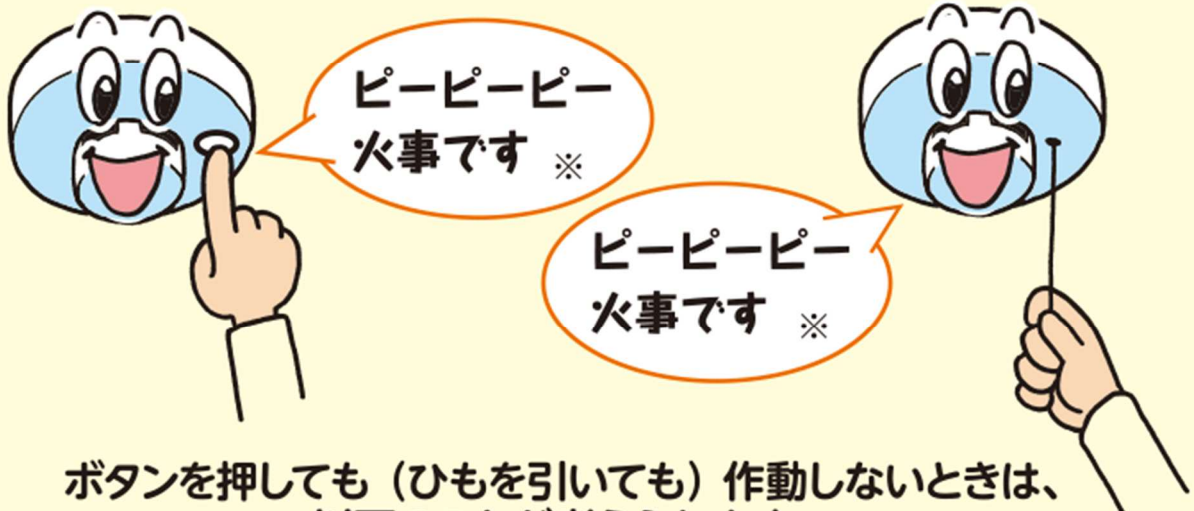
住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から作動確認とお手入れをしておきましょう。

「電池切れに注意！」定期的に作動確認をしましょう。

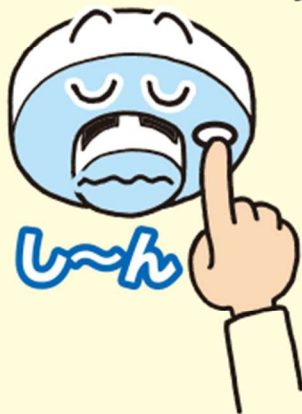
- ・住宅用火災警報器は電池が切れると作動しなくなります。
- ・定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認を行いましょう。

作動確認のしかた

正常なら以下のように鳴ります。



ボタンを押しても（ひもを引いても）作動しないときは、以下のことが考えられます。



- ▶電池は、きちんとセットされているかご確認ください。
- ▶それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」ですので、取扱説明書をご覧ください。

また、「電池切れ」や「機器本体の故障」の場合は、速やかに電池や機器本体の交換をお願いします。



※この警報音は代表例です。

（出典）一般社団法人日本火災報知機工業会

定期的にお手入れをしましょう。

住宅用火災警報器はホコリが入ると誤作動を起こす場合があります。

定期的にお掃除を行いましょ。

お掃除の方法は機種によって違いますので取扱説明書をご確認ください。

警報音が鳴った時は…

住宅用火災警報器は、電池が切れそうになった際や故障の際に音や光で知らせてくれる機種があります。警報音が鳴った時の対処方法は取扱説明書や以下のページを確認してください。

何で寝室に設置する必要があるの？

近年の住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。以下同じ。）の発生状況を経過別に見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約6割を占めています。

また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は起きている時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。

つまり、就寝時間帯が、昼間に比べて人命の観点で危険性が高いと言えるのです。（就寝時間帯が昼間に比べ、人命の観点で危険が高い）

このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

また、寝室が2階にある場合などでは、階段室にも設置することとされています。これは、階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階などで就寝している方等にとっては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるからです。

なお、他の市町村では条例によって、台所などにも住宅用火災警報器の設置が必要となる地域もあります。お住まいの地域で設置が必要な場所は管轄消防所へお問い合わせください。

どのくらいの効果があるの？

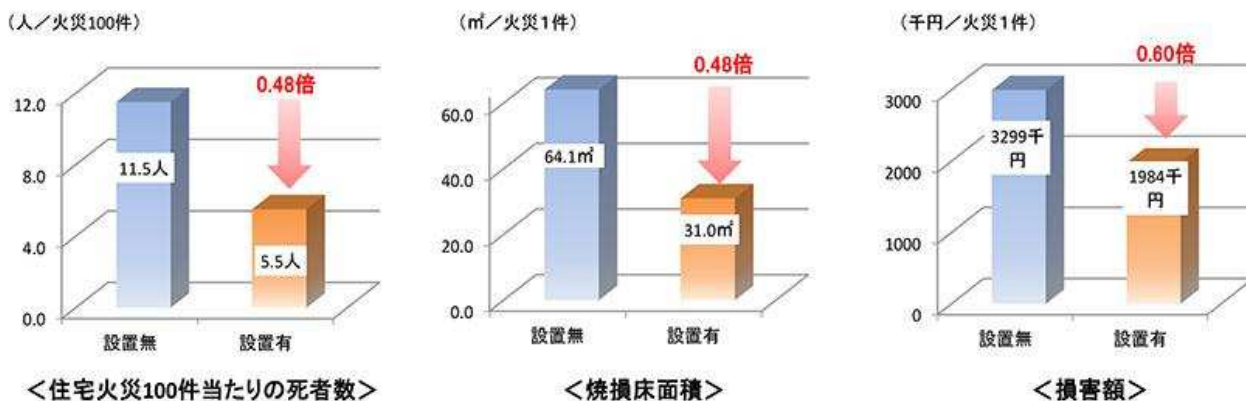
消防庁において、住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減した結果となりました。

また、日本に先立って義務化を進めた米国では、1970年代後半には火災によって約6,000人の死者が発生していましたが、住宅用火災警報器の普及率の上昇に伴って死者数が減少し、普及率が90%を超えた近年では死者数がピーク時から半減（3,000人弱）という効果が現れています。日本においても、住宅用火災警報器を設置していた家庭における奏功事例が多数報告されています。

住宅用火災警報器の設置効果

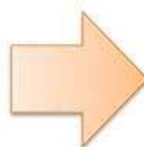
平成30年から令和2年までの3年間における失火を原因とした住宅火災について、火災報告を基に、住宅用火災警報器の設置効果を分析

※住宅火災のうち原因経過が「放火」又は「放火の疑い」であるものを除く件数を、「失火を原因とした住宅火災」の件数としている。



注1)「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
注2)死者の発生した経過が「殺人・自損」(放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者)であるものを除く。

死者数、焼損床面積及び損害額を見ると、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、死者数と焼損床面積は半減、損害額は約4割減



住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少

出典：消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>)

吹鳴事例紹介

(事例 1) 1階の台所から出火。2階で就寝中の居住者が、階段の住宅用火災警報器の鳴動に気づき、119番通報し、避難できた。

(事例 2-1) 居住者が寝たばこをしてしまい、ふとんから発煙し、寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気づいた居住者が、ふとんを風呂場へ持って行き、浴槽の水に浸し、大事に至らなかった。

(事例 2-2) 就寝中、掛け布団が電気ストーブに触れ、ふとんを焦がし、寝室の住宅用火災警報器が鳴動。気づいた居住者が、急いで水をかけ、大事に至らなかった。

(事例 3) 居住者が調理中に就寝してしまい、鍋から発煙し、台所と寝室の住宅用火災警報器が鳴動。隣人が警報音と臭いを確認し、119番通報。

悪質訪問販売もあつたりするの？

悪質訪問販売には、十分ご注意ください。

消防庁に報告のあつた代表的な事案は以下の通りです。(被害は無かつたが不審な訪問があつた事案を含む。)

<高齢者の被害が多発>

- ・高齢者(79歳)宅に男性2名が訪問し、「住宅用火災警報器が法律で必要。もう大体付いている。8万円かかる。」と現物を見せながら説明。「手持ちがない。」と断ると、「頭金だけでも良い。」と言われ、2万円を支払う。住宅用火災警報器も設置せず、「領収書を取りに行く。」と言つたきり戻つてこなかつた。
- ・一人暮らしの高齢者(80歳代)宅に男性1名が訪問し、「もしボヤがあつたら感知器が鳴る。」と言つて、住宅用火災警報器を1階居間と2階階段に1つずつ設置。20万円を請求され、支払う。

<「消防署の方から来た」とだます>

- ・住宅用火災警報器のチラシ等を持ち、「消防署の方から来た。こちらのお宅には住宅用火災警報器設置済みのシールが貼られていない。設置してはどうか。」と話を持ちかける。不審に思ひ身分証明書の提示を求めたところ、提示することなく帰る。

<「既に義務化されている」等とおおる>

- ・消防局作成の普及啓発用パンフレットに価格等を付加し改変したものを持って訪問し、「設置しないと違反だ。」と脅迫めいた雰囲気販売を行う。

<だまされてしまったら・・・>

もしもだまされてしまった場合には、お住まいの地域の消防署や消費生活センター(<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>)等にお気軽にご相談ください。なお、住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象商品となっています。

罰則はあるの？

罰則はありません。

しかし、住宅用火災警報器の目的は、何よりも火災からあなたの大切な家族やご自身の命を守ることにあります。罰則が無いから付けなくてもいいのでしょうか？いやいや、「大切な家族とご自身のために」住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。